

使用料の見直しに関する基本的な考え方

1 使用料の見直しを行う背景

西条市では、公共施設の使用料や窓口での手数料等、特定の市民が利益を受ける行政サービスに係る料金につきましては、条例において使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額を定め、行政サービスの対価として受益者負担を求めています。

本市の使用料等につきましては、令和2年度に全庁的な見直しを実施してから5年が経過し、近年の行政サービスの維持に必要な人件費や光熱水費等の経費が増加する等社会情勢の変化に対応していく必要が出てきております。

このような背景から、使用料等料金改定について広く意見を聴取し、適正な使用料等を設定したいと考えております。

2 基本的な考え方

行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性の観点から、受益者(利用者)に対しては使用料等として応分の負担を求める必要があります。利用者に求める負担については積算根拠を明確にし、使用料等で不平等が生じないよう共通の方法で算出します。

$$\boxed{\text{理論上の使用料等料金(受益者負担額)}} = \boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

3 「原価」の計算について

(1) 「原価」の計算で使用する項目

次の項目を原価の計算に使用します。

人件費	行政サービスに従事する人数の費用を、西条市の普通会計に係る全一般職員の平均単価(給与実態調査)を用いて算出
物件費	算入対象項目:需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、火災保険料)、委託料(施設の管理委託料等)等
減価償却費	減価償却費 = 取得価額 ÷ 耐用年数

(2) 「原価」の計算方法

① 使用料

・ 貸室使用料原価(占有使用料原価)

会議室の利用のように、ある一定の部屋(区画)を貸し切りで利用する場合は、費用算定対象項目ごとに1㎡・1時間当たりの原価を算出し、貸出面積・貸出時間に応じた原価を求めます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{貸室使用料原価} \\ \text{(占有使用料原価)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline (1\text{㎡}\cdot 1\text{時間当たりの人件費} + 1\text{㎡}\cdot 1\text{時間当たりの物件費} + \\ 1\text{㎡}\cdot 1\text{時間当たりの減価償却費}) \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間} \\ \hline \end{array}$$

・ 個人使用料原価

プール等ある一定の部屋(区画)を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設は、費用算定対象項目を合算したものを年間利用可能人員で除し、利用者1人当たりの原価を求めます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{個人使用料原価} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}) \div \text{年間利用可能人員} \\ \hline \end{array}$$

・ 備品設備使用料原価

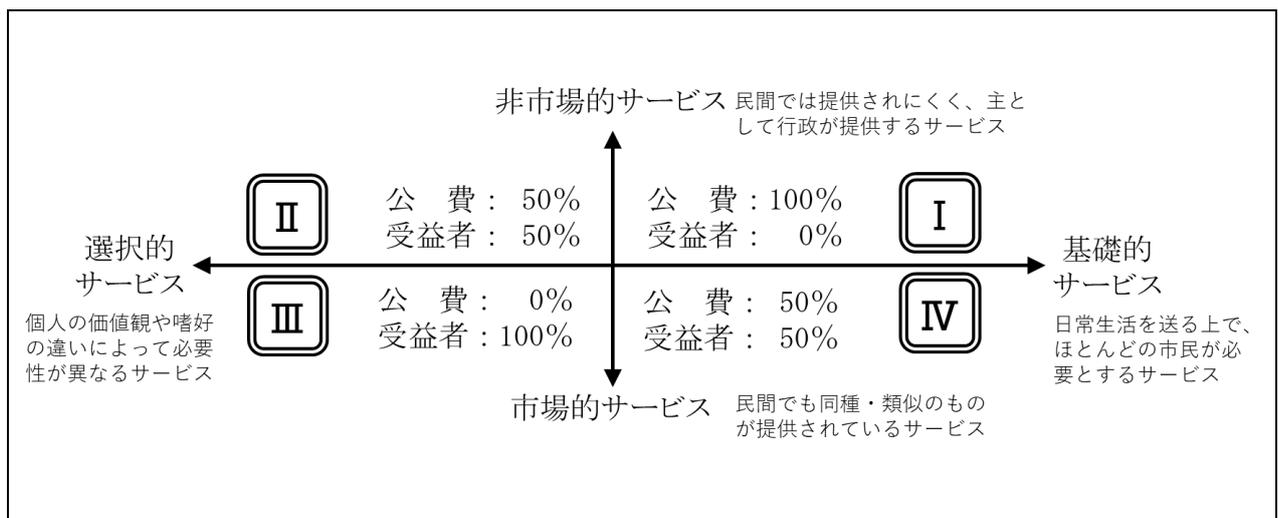
マイクや音響設備等の備品や設備を利用する場合は、費用算定対象項目を合算したものを年間利用回数(または利用時間)で除し、年間利用回数(または利用時間)に応じた原価を求めます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{備品設備使用料原価} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline (\text{減価償却費} + \text{年間維持管理費}) \div \text{年間利用回数(または利用時間)} \\ \hline \end{array}$$

4 受益者負担の割合について

(1) 受益者負担の割合について

市が提供する公共サービスは、市民の日常生活に必須となるサービスから、特定の市民のみが提供を受けるものや民間に類似サービスが存在するものまで多岐にわたります。このため、受益者負担を一律に設定することは、かえって市民全体の負担の公平性を損なう恐れがあることから、行政サービスを必需性(施設の目的や機能)と市場性(民間でも提供されているかどうか)の2つの基準を用いて分類し、公費負担(市民全体の税金で負担)と受益者負担(サービスの利用者が負担)の割合を決定します。



○ 受益者負担の具体例

区分	負担割合	具体例等
I	公費：100% 受益者：0%	大半の市民が必要とし、民間では提供困難な施設 (例) 道路、公園、図書館等
II	公費：50% 受益者：50%	人によって必要性が異なり、民間では提供が困難な施設 (例) 体育館、会議室等
III	公費：0% 受益者：100%	人によって必要性が異なり、民間でも提供が可能な施設 (例) 温泉施設、プール、文化・研修施設、備品等
IV	公費：50% 受益者：50%	大半の市民が必要とし、民間でも提供可能な施設 (例) 市営住宅等

5 料金改定案の検討について（※料金改定内容は、別紙「改定料金案一覧」をご覧ください。）

(1) 近隣等自治体と均衡のとれた料金改定案の検討

使用料等料金の改定案は、原価計算で算出された「理論上の使用料等料金(受益者負担額)」に対して、東予圏域を主とする近隣自治体における類似施設の使用料金や行政サービスを取り巻く環境を考慮して料金案を検討します。

(2) 市民生活に配慮した料金改定案の検討

「理論上の使用料等料金(受益者負担額)」がこれまでの使用料等料金を大きく上回る金額になる場合、市民生活への影響に配慮し、改定料金の上限額は概ね 1.5 倍(50%増)を目安に検討します。

6 使用料(新規分)の検討について（※料金改定内容は、別紙「改定料金案一覧」をご覧ください。）

(1) 地区公民館の使用料(営利目的を伴う活動や企業活動を行う場合)の検討について

地区公民館を社会教育の場として更なる利用を促進することを念頭に、営利を伴う活動や企業活動であっても地域の暮らしを豊かにするものや社会教育的な活動については、有料で利用できるよう使用料を検討します。

※ 現在公民館を使用している団体又はこれから新たに地域活動や社会教育活動を行う団体については、優先的に予約し、使用料については「西条市公民館設置及び管理条例施行規則」を適用し、減免します。(営利を伴う活動を行う場合を除く)

(2) やすらぎ苑の使用料の検討について

令和 5 年度から令和 7 年度にかけてリニューアルを実施している「やすらぎ苑(火葬場)」について、今後の施設の適正な維持管理を図るために使用料を検討します。

なお、施設の使用料については、県内火葬施設における使用料を参考に適切な金額を検討します。

【参考】愛媛県内自治体における火葬場使用料等料金一覧

市名	火葬料(円)				控室使用料(円)	
	市内		市外		市内	市外
	小人	大人	小人	大人		
西条市	0	0	10,000	20,000	0	0
新居浜市	0	0	10,000	20,000	2,200	6,600
今治市	7,000	10,000	28,000	40,000	0	10,000
四国中央市	0	0	10,000	20,000	20,000	40,000
松山市	5,000	8,000	23,400	39,000	2,000~3,000	4,000~6,000
東温市	5,000	10,000	10,000	20,000	100~200	120~240
伊予市	9,000	12,000	27,000	36,000	0	0
大洲市	5,000	8,000	20,000	40,000	5,200	15,700
西予市	6,000	10,000	14,000	20,000	0	0
八幡浜市	6,000	10,000	30,000	45,000	0	0
宇和島市	6,000	8,000	18,000	20,000	1,000~5,000	2,000~10,000

7 市外の利用者に対する施設使用料減免措置の見直しについて

現在、西条市では、西条市公共施設使用料減免条例を適用し、その条例の対象施設を 65 才以上の高齢者等が利用する場合は、市内外の在住にかかわらず使用料を 100%減免しております。

この減免措置について、近隣市である新居浜市、今治市の取組を考慮して次のように見直します。

○ 市外在住の 65 才以上高齢者の「西条市の施設※」使用料減免の見直し案

見直し前	100%(無料)	➡	見直し後	50%
------	----------	---	------	-----

※ 「西条市の施設」とは、西条市公共施設使用料減免条例の対象施設です。

※ 「西条市の施設」を市外在住の 65 才以上の高齢者で構成する団体が使用する場合は、施設使用料の減免割合は 50%となります。

【参考】西条市公共施設使用料減免条例の対象施設

番号	施設名	番号	施設名
1	西条市中央公民館	23	西条市東予運動公園テニスコート
2	西条市立東予郷土館	24	西条市丹原総合公園テニスコート
3	西条市生涯学習の館	25	西条市小松中央公園テニスコート
4	西条市佐伯記念館・郷土資料館	26	西条市西条市民公園(多目的広場、多目的広場 夜間照明施設)
5	西条市総合体育館	27	西条市西条西部公園(多目的広場、多目的広場 夜間照明施設)
6	西条市ひうち体育館	28	西条市神戸公園(多目的広場夜間照明施設)
7	西条市西条西部体育館	29	西条市石井記念公園(多目的広場夜間照明施設)
8	西条市東予体育館	30	西条市東予運動公園(多目的広場、球技場、海 浜広場)
9	西条市丹原体育館	31	西条市丹原総合公園(多目的広場、多目的広場 夜間照明施設)
10	西条市小松体育館	32	西条市小松中央公園(多目的広場、多目的広場 夜間照明施設、交通広場、グラウンドゴルフ 場)
11	西条市小松武道館		
12	西条市ひうち球場	33	西条市石根ふれあい公園(多目的広場夜間照 明施設)
13	西条市東予運動公園野球場	34	西条市小松史跡近藤篤山旧邸
14	西条市ひうち陸上競技場	35	西条市総合福祉センター
15	ビバ・スポルティアSAIJO	36	西条市西部総合福祉センター
16	西条市スポーツコミュニティセンター	37	西条市総合文化会館
17	石鎚クライミングパークSAIJO	38	西条市丹原文化会館
18	西条市西条運動公園総合プール	39	西条市東予北地域交流センター
19	西条市東予運動公園プール	40	西条市東予南地域交流センター
20	西条市丹原B&G海洋センター	41	西条市丹原農村環境改善センター
21	西条市西条市民公園テニスコート	42	西条市石鎚ふれあいの里
22	西条市西条西部公園テニスコート	43	西条市食の創造館